

起 案 用 紙

沖縄防衛局

業務終了の日に係る特定日以後 5 年

分類番号	調調 - 19 - (1)	保存期間	1 · 3 · 5 · 10 · 30	
起案日	平成 27 年 3 月 24 日	開示・不開示の別	開示 · 部分開示 · 不開示	
発簡番号	沖防 第 1487 号	区分	1 · 2 · 3 · 4 · 5 · 6	
発簡年月日	平成 27 年 3 月 24 日	不開示理由		
保存期間満了時期	平成 28 年 3 月 31 日	不開示部分	開示可能時期	
決 裁	局長 	次長 	総務部長専 	
審 査	総務課長・特定文書管理者 	総括補佐 	補佐 	文書審査担当者
合 議				
主 管	部長 次長 課長 総括補佐 	補佐 	係長 	調達部 調達計画課 課長補佐係 起案者：木山 純 内線：308
件 名	平成 27 年 3 月 23 日付沖縄県達第 281 号による指示に対する当局の見解について			
同 い	標記について、案のとおり 提出 してよろしいか。 関連文書：			

(記)

この件は、普天間飛行場代替施設建設事業に係るキャ
ンプ・シュワブでの岩礁破碎等許可に関する沖縄県知事
の指示（沖縄県達農第281号。平成27年3月23日）
に対して、（案）のとおり見解を提出するものである。

（五）

(案)

沖防第 1487 号
平成 27 年 3 月 24 日

沖縄県知事 翁長 雄志 殿



沖縄防衛局長

井上 一徳

平成 27 年 3 月 23 日付沖縄県達農第 281 号による指示に対する当局の見解について

平成 27 年 3 月 23 日付沖縄県達農第 281 号による指示に対する当局の見解は次のとおりです。

当局としては、下記の理由により、貴指示は、違法性が重大かつ明白で無効なものであり、現在行っている作業を中断する理由はないと考えます。

記

1 岩礁破碎についての理解を誤っていること

岩礁破碎等の許可は、水産資源保護法第 4 条第 2 項第 5 号の規定を根拠とする「都道府県漁業調整規則」に基づく規制であるところ、同法の目的に照らせば、「岩礁」とは、海域における地殻の隆起形態であり、この隆起形態を変化させる行為が「破碎」であると解される。しかるに、本件アンカーの設置は地殻そのものを変化させる行為ではなく、岩礁破碎に当たらない。貴指示は、水産資源保護法の趣旨を正解せず岩礁破碎の解釈を誤った、又は事実を誤認したものである。

2 アンカー設置等について許可を不要としていたこと

平成 26 年 8 月 28 日付沖縄県指令農第 1381 号及び平成 26 年 7 月 17 日付農水第 1121-2 号で許可等があった岩礁破碎等に係る許可等の手続きに当たって、当局から、アンカーを含む浮標の設置について、岩礁破碎等に係る許可等の必要性を添付図面を送付する等して確認したところ、貴県からは、他の事例を踏まえれば、浮標の設置は同手続きの対象とはならない旨が示されたところである。このため、当局としては、貴県からの指示に従い、アンカーを含む浮標の設置について、岩礁破碎等に係る許可申請を行わ

なかつたものである。したがつて、「許可区域外で行われたコンクリート製構造物等の設置については、許可に係る申請外の行為と認められる」とする貴指示は、禁反言の原則に反する。また、県はボーリング調査についても許可不要としていたものであり、貴指示は禁反言の原則に反する。

3 他の事業との公平性に欠けること

沖縄県内で国を事業者として行われた他の同種案件においても、本件と同様のアンカーの設置は岩礁破碎許可手続の対象とされていないにもかかわらず、本件アンカーの設置についてのみ許可を必要とすることは、公平性を欠き、平等原則に反する。

4 著しい権限濫用であること

仮に本件アンカーの設置が岩礁破碎に当たるとしても、本件指示は、許可区域外のアンカー設置行為を問題として、①許可区域内を含めてすべての工事区域において、②アンカー設置行為のみならずすべての現状変更行為の停止を求めるもので、比例原則に反し、著しい権限濫用である。

5 行政手続法等に違反していること

弁明の機会が与えられておらず、また、必要な教示がなされていない。